

N P O 法人クローバーキッズ大刀洗 入退所・保育料規則

1. 入所・退所

(1) 入所対象児童は、小学校1年生から6年生までの児童とし、期間は、入所月から当該年度末とする。入所が認められた児童の保護者に利用決定通知書を発行する。

(2) 入所申込は、当法人が規定した入所申込書類を期日までに通学する小学校区内の学童保育所に提出して行うものとする。入所の可否は、NPO 法人クローバーキッズ大刀洗・学童保育所利用調整基準表（別表1）に従い決定する。

(3) 入所した月から、児童1人当たり年額2,000円の傷害・賠償責任保険料と月額5,000円の保育料を納入すること。なお、保険料、保育料ともに日割り計算はしない。

(4) 原則として1年契約とし、途中退所は認めない。

但し、以下の理由による場合は、退所届を受理するものとする。

①保護者の転勤や退職・出産・育児休暇取得の場合

②児童が転校（放課後デイサービス等他の児童施設含む）した場合

③児童が病気になった場合

④保護者が失業し求職活動中の場合は3カ月間退所を猶予する。

（猶予期間を2か月過ぎた時点で、保育解除予告通知書を発行する）

⑤上記の項目に該当せず、所属学童保育所に退所届が提出され入退所審査会で検討し認められた場合。

(5) 上記①から⑤のいずれかに該当する場合には、各学童保育所へ申し出のうえ、退所希望日の2週間前までに退所届を各学童保育所へ提出する。納入した会費等は返金しない。保育料は、退所を認められた月まで納入とする。

2. 延長保育

(1) 延長保育料は、月払い1,500円と日払い（当日学童へ現金支払い）200円がある。月払いの場合は、「延長保育利用申込書兼利用台帳」を各学童の主任支援員へ提出する。

(2) 毎月の延長保育申し込みは、前月20日締切りとし、申し出のない時は自動継続とする。また、延長保育を取りやめる時は、「延長保育利用停止申請書」を前月20日までに各学童主任支援員を通して事務局へ提出する。期限までに提出できない場合は、各学童主任支援員へ相談する。

3. 未納（滞納）

- （1）未納者は、保育料等の未納額をただちに「N P O法人クローバーキッズ大刀洗」の口座へ入金しなければならない。口座振替の振込手数料と口座再振替ができなかった場合の事務手数料 100 円は、保護者負担とする。
- （2）3ヶ月以上の未納がある者に対しては、事務局より督促状を送付する。督促後も正当な理由なく支払いに応じない場合は、事務局が簡易裁判所へ支払督促の申し立てを行う等、法的措置を講じる。

4. 入退所審査会

入退所審査会は理事長、副理事長、各学童顧問及び該当学童の会長、主任で構成する。

（附則）

- 令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
令和 4 年 1 月 14 日改訂 1. (4) ④
令和 5 年 1 月 27 日から改正、施行する。
令和 7 年 10 月 1 日、理事長専決にて文言修正にて施行する。

（別表 1）

NPO 法人クローバーキッズ大刀洗・学童保育所利用調整基準表